

岡崎市結婚新生活支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、結婚等に伴う新生活の経済的不安を軽減することで、本市において結婚等しやすく、安心して子どもを産み育てられる環境を創出するため、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、愛知県地域少子化対策重点推進事業費補助金交付要綱、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年3月16日規則第3号。）及びこの要綱の定めにより、予算の範囲内において新規に結婚等した世帯に対する住宅取得費用、リフォーム費用及び引越費用に係る補助を実施し、若年・子育て世帯の移住定住促進を図り、少子化対策の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 結婚等 婚姻又は岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例（平成17年岡崎市条例第5号。以下「岡崎市男女共同参画推進条例」という。）第2条第8号に規定するパートナーシップにある者による同条例第10条の2第1項の届出をいう。
- (2) 夫婦等 夫婦又は岡崎市男女共同参画推進条例第10条の2第2項に規定する受理証明書の交付を受けた者をいう。
- (3) 住宅取得費用 結婚等を機に新たに住宅を取得する際に要した費用（建物の購入費に限る。）をいう。
- (4) リフォーム費用 結婚等を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫及び外構に係る工事費用や家電の購入・設置に係る費用を除く。）をいう。
- (5) 引越費用 結婚等を機に引越しをする際に要した費用（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。）をいう。
- (6) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 岡崎市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する夫婦等が属する世帯とする。

- (1) 令和5年3月1日から令和6年2月29日までの間に結婚等に係る届出

- (以下「婚姻届等」という。)を提出し、受理された夫婦等であること。
- (2) 夫婦等ともに申請日において新居となる住宅の住所に住民票があること。
 - (3) 夫婦等ともに婚姻届等を提出し、受理された日(以下「婚姻日等」という。)における年齢が39歳以下であること。
 - (4) 世帯所得(令和4年1月1日から同年12月31日までの間における夫婦等の所得を合算した額)が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、世帯所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。
 - (5) 夫婦等ともに市税を滞納していない者であること。
 - (6) 夫婦等ともに岡崎市暴力団排除条例(平成23年条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。
 - (7) 夫婦等ともに過去に地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
 - (8) 申請日より2年以上継続して市内に住み続ける意思があること。

(補助対象費用)

第4条 補助金の対象となる費用は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住宅取得費用
- (2) リフォーム費用
- (3) 引越費用

2 前項の費用は、夫婦等のいずれかが契約の名義人となり、令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に支払ったものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1項に掲げる費用を合算した額とし、次に定める額を1世帯当たりの上限とする。

- (1) 夫婦等ともに婚姻日等における年齢が29歳以下の世帯 60万円
- (2) 前号以外の世帯 30万円

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 岡崎市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号又は

様式第1号-2)

- (2) 婚姻届受理証明書の写し又は婚姻後の戸籍謄本若しくは岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書の写し
 - (3) 住民票
 - (4) 所得証明書
 - (5) 市税納税（完納）証明書
 - (6) 誓約書（様式第2号）
 - (7) 第3条第5号ただし書に該当する場合にあっては、貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
 - (8) 第4条第1項第1号に該当する場合にあっては、売買契約書又は工事請負契約書の写し及び支払日が確認できる書類
 - (9) 第4条第1項第2号に該当する場合にあっては、工事請負契約書又は請書の写し及び支払日が確認できる書類
 - (10) 第4条第1項第3号に該当する場合にあっては、引越しに係る領収書の写し
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、令和5年6月1日から令和6年2月29日までの間に行わなければならない。
 - 3 交付申請の受付は、当該会計年度の予算の範囲内において行う。
 - 4 市長は、同条第1項の規定による申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えるおそれのある場合は、市長が認める期間内において申請者をあらかじめ公募し、抽選により申請者を定めることができる。
 - 5 前項の公募を行う場合は、同一期間内の公募において1世帯につき1回に限り応募できるものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

- 第7条 市長は、前条による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、岡崎市結婚新生活支援補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
- 2 前項の審査により補助金を交付することが適当でないと認めたときは、岡崎市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

- 第8条 前条第1項の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、岡崎市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければ

ばならない。

- 2 前項の請求書は、前条第1項の通知を受けた日から起算して30日以内に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、第7条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に交付決定者からの請求により交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) 第3条に該当しないことが判明したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、岡崎市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第11条 市長が前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第12条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得し、又は改良した建物や設備等を市長の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して譲渡し、貸与し、又は売却してはならない。

(報告等)

第13条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。